

平成29年10月1日から 安心・見守り収集を開始します



町では、ごみ出しを自力で行うことが困難な高齢者や障がいのある方などを対象に、家庭ごみの戸別収集（安心・見守り収集）を開始します。この戸別収集を希望される方は、下記内容をお読みいただき、対象要件をご確認のうえお申し込みください。受付は、9月1日（金）からです。

1. 安心・見守り収集とは？

高齢や障がいなどの理由により、家庭ごみを指定の集積場所まで出すことが困難な世帯を対象に、**職員がご自宅の玄関先でごみの収集**を行います。また、お声をお掛けしてごみを収集することで、**安否の確認**も同時に行います。

2. 対象となる世帯は？

三宅町内に住所を有し、かつ、居住する高齢者や障がい者等であって、次の（１）から（４）のいずれかに該当する者のうち、自ら集積場所までごみを出すことが困難であり、親族や近隣者など身近な人の協力が得られない者を対象とします。

- （１）要介護又は要支援と認定されている者
- （２）身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付を受けている者
- （３）障害福祉サービスの受給認定を受けている者
- （４）上記のほか、同等な状態にあると町長が認める者

※ 同居者がいる場合は、同居者全員が（１）～（４）のいずれかに該当する必要があります。

3. 収集の内容は？

これまでと同様、「家庭ごみ分別の手引き」に従って分別していただき、町指定のごみ袋に入れ、「ごみ収集日カレンダー」で決められた日に出してください。

4. 申請から収集までの流れは？

(1) 申請書の入手



申請書は、**環境衛生課の窓口で配布**しています。また、三宅町のホームページよりダウンロードもできます。

(2) 申請書を提出



必要事項をご記入のうえ、**環境衛生課の窓口へご提出**ください。※代理の方（親族、介護支援専門員、民生委員等）でも申請ができます。

(3) 訪問調査



申請書を提出後、後日、**環境衛生課の職員が申込者の自宅を訪問**し、申込者の現状等についてお伺いします。

(4) 利用の可否を決定



訪問調査後、審査を行い、安心・見守り収集の**利用を承認するかしないかを決定し、通知**します。

(5) 収集の開始

安心・見守り収集の利用が承認されましたら、**決定通知書に明記してあります収集開始日から収集を開始**します。

5. お申し込み・お問い合わせ

三宅町役場 環境衛生課（中央公民館内 1階）

電 話 0745-44-2001（内線431～434）

受付時間 平日8：30～17：15（土日祝日を除く）